

常滑市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の概要

1 条例制定の趣旨

常滑市では、近年、農地等の形状を変化させ土を採取し、市内外から土を搬入し埋立てを行う事業が行われるようになってきており、その事業規模も拡大傾向にある。

これらの行為には、使用される土砂等について土質の規制が無く、有害物質が混入した土で埋立て等が行なわれる恐れがある。また、施工にあたり周辺住民や土地所有者に十分な説明がされないケースも多く、土壌汚染や土砂等の崩落等による災害発生の危険性も考えられる。

このような実情を鑑み、土地の埋立て等による土壌汚染や災害発生を防止するため、新たに条例を制定し規制を設けるもの。

なお、条例の施行は、平成27年1月1日とする。

2 条例の目的（第1条関係）

土地の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止し、もって住民の生活環境を保全するとともに、住民の生活の安全を確保することを目的とする。

3 定義（第2条関係）

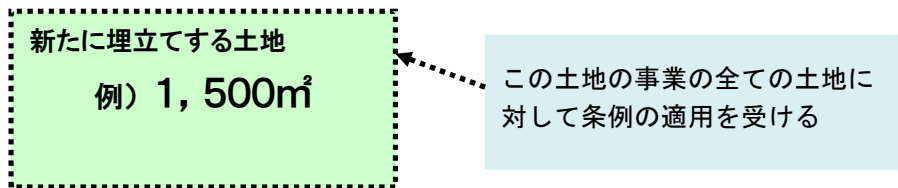
この条例における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 土地の埋立て等	土砂等による土地の埋立て、盛土又は堆積をする行為
(2) 土砂等	土砂及び土砂に混入し、又は付着した物
(3) 事業区域	土地の埋立て等を行う区域
(4) 事業主	土地の埋立て等に関する請負契約の発注者又は請負契約によらないで自ら土地の埋立て等を行う者
(5) 土地所有者	事業区域の土地の所有者
(6) 土地所有者等	事業区域の土地の所有者又は当該土地に関して用益権（地上権、地役権、賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利をいう）を有する者
(7) 隣接地権者等	事業区域の土地に隣接する土地の所有者又は当該土地に関して用益権を有する者

4 適用範囲（第3条関係）

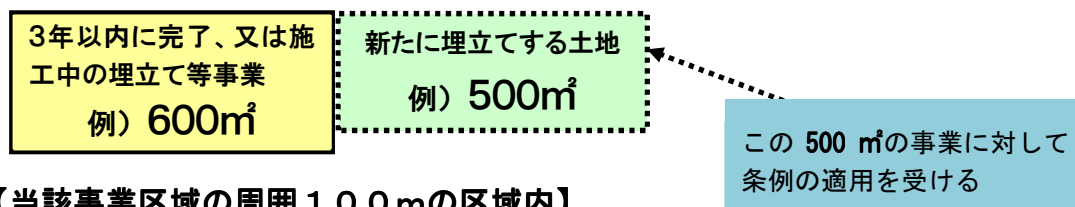
この条例を適用する埋立て等の範囲は次のとおりとする。

① 土地の埋立て等を行う事業区域の面積が1,000㎡以上になる場合

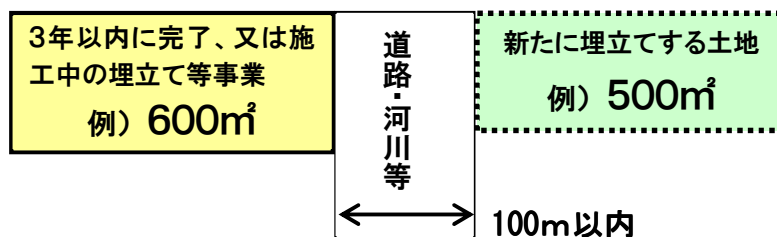


② 1,000㎡に満たない土地の埋立て等の場合であっても、当該事業区域に隣接する区域又は当該事業区域の周囲100mの区域内において、土地の埋立て等を実施する日前3年以内に完了し又は施行中である埋立て等事業の面積を合算して1,000㎡以上になる場合

【隣接する区域】



【当該事業区域の周囲100mの区域内】



5 関係者の責務（第4条～第6条関係）

市、事業主、土地所有者等の責務を次のとおり定める。

(1) 市の責務

- ・土地の埋立て等による土壌汚染及び災害発生の防止に関する施策を推進する。
- ・市内の埋立て等の状況を把握し、不適正な土地の埋立て等が行なわれることのないよう監視に努める。

(2) 事業主の責務

- ・土壌汚染及び災害発生を防止する。
- ・施工における苦情や紛争が生じたときは、責任をもって解決に当たる。
- ・近隣の交通や土地利用に支障がないよう配慮する。

(3) 土地所有者等の責務

- ・土壌汚染及び災害発生のおそれのある土地の埋立て等を行う者に、土地を使用させない。

- ・事業主が土壌汚染及び災害発生を防止する措置を行わないとき、事業主に代わってその措置を行う。

6 規制（第7条～第30条関係）

（1）許可制

事業主は、一定規模（1千平方メートル）以上の土地の埋立て等を行う場合は、あらかじめ、近隣地権者等及び周辺住民に対する説明会を開催し、その結果や土地所有者等の同意書を提出して、市長の許可を受けなければならない。

ただし、次の埋立て等において許可は不要とする。

- ① 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等
- ② 森林法、砂防法、河川法等の法令の規定による許可等を受けた土地の埋立て等
- ③ 農地改良に伴う土地の埋立て等（盛土1 m以内、切土・掘削60 cm以内）
- ④ 災害の応急措置として行う土地の埋立て等

なお、②による土地の埋立て等については、あらかじめ市に届出をしなければならない。

（2）許可基準

許可の基準を次のとおり定める。

- ① 埋立て等に用いる土砂等の性質や有害物質による汚染の状態が、国が定める基準に適合すること。
- ② 埋立て等に用いる土砂等の発生場所が特定されていること。
- ③ 埋立て等の施工において、保安距離の確保、埋立て等の高さ、法面の勾配等の計画がされていること。
- ④ 周辺地域の生活環境の保全及び災害の発生を防止するため、土砂の崩壊、粉じんの飛散、騒音振動の防止、交通安全等への対策がされていること。

（3）許可を受けた事業主の責務等

埋立て等の施工に当たっては、許可を受けた事業主の責務を次のとおり定める。

① 施工管理者の設置

生活環境の保全及び災害発生を防止するため、施工管理者を設置し、施工上の管理をさせなければならない。

② 台帳への記載

土地の埋立て等に用いた土砂等の搬入業者名、数量、積込み場所等を台帳に記載しなければならない。

③ 土壌の調査

埋立て等に着手した日から3月ごとに土壌調査を行い、結果を市長に報告しなければならない。土壌調査は事業区域を3,000 m²以内の区域に等分した区域ごとに5か所で土壌を採取し、等量を混合した1試料を用いて行う。

（4）立入検査、改善勧告、措置命令等

事業区域、事業主の事務所等に立ち入り、土地の埋立て等の状況などを検査するこ

とができる。

許可を受けた土地の埋立て等が許可基準に適合しない場合等には、事業主に改善するよう勧告し、勧告に従わない場合や無許可で土地の埋立て等を施工している場合は、土地の埋立て等の中止、土砂等の除去、原状回復等の措置をとるよう命じることができる。また、命令に違反したときは事業主の氏名、住所及びその事実を公表することができる。

事業主が措置命令に従わないときは、土地所有者に対し改善勧告及び措置命令をすることができる。

さらに、事業主又は土地所有者が措置命令に従わない場合は、行政代執行法に基づき、代執行できるものとする。

7 罰則（第 31 条～第 33 条関係）

本条例の罰則を次のとおり定める。

- ・ 措置命令に違反した事業主は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。
- ・ 勧告に従わない事業主は、最高で 50 万円以下の罰金に処する。

8 事業の流れ

